志木第二中学校区における義務教育学校 開校時期は令和9年度へ

学校教育課 ☎048(456)5367

志木第二中学校区(志木第二小学校、志木第四小学校、志木第二中学校)では、令和7年度から の設置形態を義務教育学校として準備を進めていましたが、開校に向けた準備に時間を要すること から義務教育学校の開校時期を令和9年度としました。

なお、令和7年度及び令和8年度は、小中一貫型小学校・中学校として小中一貫教育を推進します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
志木第二中学校区 スケジュール	小学校•	中学校	小中一貫型小	学校•中学校	義務教育学校

▼義務教育学校では、1~9年生までの児童及び生徒、教職員が一体的な校舎において教育活 動を行うとともに、日常的な交流を通して、より質の高い教育を実現していくことを目指 します。



- ▼必要な施設設備の整備及び義務教育学校ならではの学校運営について検討していきます。 ▲市ホームページ
- ▼詳しくは、市ホームページ(小中一貫教育ポータルサイト)をご確認ください。

市税などの滞納整理強化期間中です

収納管理課 ☎048(456)5369

市税などの滞納状況

市に納められている税金には、市税(市県民税、法人市民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税)と国民健康 保険税があります。令和4年度までの市税と国民健康保険税を合わせた滞納者数は、累計1.654人で、延滞金 を除く滞納額の合計は、約2億1千900万円です(令和5年7月28日現在)。

このうち100万円以上の高額滞納者は26人で、滞納額は合計で約5千400万円にのぼります。

財産調査、滞納処分

督促状を送付してもなお、10日以内に納付がない場合は、 法の規定により財産調査を実施し、差押えを執行しなけれ ばなりません。また、差押えをした財産は完納するまでの 担保とするほか、換価して滞納税に充てることとなります。 分割して税金を納付されている場合でも、滞納(本来の納 期限に納付がない状態)がある以上は財産を調査し、発見 した場合は、その財産を差押えます。差押えた財産は、完 ▲差押えの執行状況 納になるまで差押えの解除はしません。

財産区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不動産	4件	4件	6件
預貯金	1,032件	1,055件	1,003件
給与	239件	195件	207件
生命保険	62件	59件	28件
その他	47件	27件	61件
合計	1,384件	1,340件	1,305件

令和4年度は、1,305件の差押えの執行により、約9千300万円の滞納額を徴収しました。

滞納は放置せず、必ず相談をしましょう

休日納税相談 ※28ページをご覧ください。

とき 第4日曜日 9時~17時

ところ 収納管理課

生活改善型納税相談

とき 令和6年2月1日(木) 9時~12時、13時~17時

ところ 収納管理課

▼予約制で1人1時間、7人まで(先着順)